

会長声明「成年年齢引下げ1年前にあたって」

本日よりちょうど1年後にあたる2022年（令和4年）4月1日、民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げること等を内容とする民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）がいよいよ施行されます。成年年齢の引き下げは世界的な潮流であり、18歳を成年年齢と定めることは世界標準に合致していると言えるでしょう。わたしたち司法書士法教育ネットワークは、これからの社会を担う18歳、19歳の若い世代のみなさんが、その日から主体性を持った個々の大人として社会の一員に加わることを歓迎したいと思います。

一方法律実務の上では、民法上の成年年齢が20歳から18歳に引き下げられるということは「これまで未成年として法律上の保護のもとにあった若年者のうち18歳と19歳の人たちがその保護を失うことになる」ということを意味します。若年者の契約（消費者）トラブルは成人直後に急増することが知られていますので、その被害が18歳、19歳にまで広がることは当初より予想されてきました。いうまでもなく18歳には一般的な高校生が含まれることとなります。

そこで、この法律が成立した2018年（平成30年）6月直後から、国の関係省庁を含むさまざまな機関、団体、個人によって、この問題に関する啓発と教育のとりくみが行われてきました。司法書士においても日本司法書士会連合会が成年年齢引下げ対応委員会を設置して対策にあたるなどの取り組みがなされてきました。この対応委員会が全国の高校生を対象として行った意識調査（回答数約950名）によれば、成年年齢が18歳に引き下げられること自体は9割近くの高中生が認識していたものの、自らが成年年齢に達する日がわかっていない高校生が3割存在したとのことでした。（「月報司法書士」No.588より）この調査から高校生が成年年齢引下げに対してさまざまな不安をかかえていることは明白なようです。

わたしたち司法書士法教育ネットワークでは、2018年よりいち早く「18歳への法教育の提案」と題する重点事業に取り組んできました。たとえば、わたしたちのWEBサイトのトップページには2022年4月1日までのカウンターを設置してあります。「『18歳』で成年となる若いみなさんへのメッセージ」<http://laweducation.sblo.jp/>をブログ形式で紹介してあります。また、「18歳への法教育－学校を知るための最新情報－」と題するリンク集http://laweducation.sakura.ne.jp/school_education.htmlも整備しています。

わたしたち司法書士法教育ネットワークは、2022年（令和4年）4月1日までの1年間を「18歳への法教育の提案」事業の総仕上げの期間として、さまざまな事業に取り組んでまいります。

2021年4月1日

司法書士法教育ネットワーク
会長 前田道利